

(5) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用を意味付ける

指導や支援の内容の整理・引継ぎのポイント

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を通して、 教職員の取組を後押しする

- ・ 記入できる項目から記入
- ・ 活用を前提に作成
- ・ 進学先等への効果的な引継ぎ など

ア 方向性

個別の教育支援計画と個別の指導計画にある、全ての項目を埋める必要がないことを共有する。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいたきめ細かな指導が行われるようになってきています。

その一方で、「作成が間に合わない」「保護者の理解が得られない」等の理由で作成されていないケースが見受けられます。個別の教育支援計画等は、児童生徒に関わる関係者が、将来の姿を含めて、児童生徒の情報を共有し、互いに協力し合い適切な指導や支援につなげることを目的としたツールです。

これまでの指導や支援、関係機関との連携など、教職員と保護者が児童生徒のために取り組んできた記録を残し、次のステージにつなげることが主な目的であり、全ての項目を記入することに注力し過ぎるなど、個別の教育支援計画等を作成するという手段が目的化しないように留意する必要があります。

イ 解決の糸口

校内委員会や学年会、保護者との個別懇談等で話し合った内容を個別の教育支援計画等に反映する。

個別の教育支援計画や個別の指導計画は学級担任が一人で作成するものではないという認識の下、下記に示した例を参考に様々な会議等を活用して作成や見直しなどを行います。

児童生徒への指導・支援において、重要な内容から記載し、学期ごと、学年ごとなど、定期的に目標に沿った適切な評価を記載すること、変更点を追記することに重点を置きます。

(計画への追記・見直し時期の例)

4月	5月	6～7月	8～9月	10～12月	1～2月	3月
引継ぎ時	個別懇談	校内委員会	前期評価 後期目標 の設定	校内委員会	後期評価 個別懇談	引継ぎ時 体験入学

ウ 学校経営上のヒント

○ 引継ぎ先の状況を踏まえた対応

- ・小学校と中学校では、環境が大きく異なることから、小学校での支援を中学校で全く同じように行うことが難しい場合もあります。引継ぎ先の学校が、自校の状況を踏まえて支援の方法を検討できるよう、内容を精選して伝えることが考えられます。その際には、より効果的な引継ぎとなるよう、市町村の発達支援センターの職員等の同席を依頼することも考えられます。
- ・年長児が小学校へ、小学校6年生が中学校に行くなど、体験入学の機会を設定している学校があります。こうした場合は、進学先となる学校のコーディネーターとの関係づくりや児童生徒と一緒に見ながら想定される困難さを共有するなど、多くのメリットがあることを教職員に説明し、貴重な機会として位置付けることが考えられます。

○ 年間を通した細かな引継ぎの実施

- ・年度末や年度初めの引継ぎで、児童生徒に関する全ての情報を伝えても、引き継がれる側の学校では情報を整理するのに時間が掛かります。そのため、入学後の1～2か月で必要となる事項を優先し引き継ぐ方が効果的です。また、年に1度の引継ぎよりも、日頃から連絡が取り合える環境を整え、小まめに情報共有する方が、切れ目のない一貫した指導や支援につながります。

○ 保護者の同意を得るための工夫

- ・個別の教育支援計画を作成することに同意しない保護者がいる場合には、その保護者の考えにある背景を探ります。例えばその背景に、個別の教育支援計画の重要性が伝わっていない場合には、作成・活用のメリットを伝える必要があるかも知れませんが、障がいの受容に困難さがあるときは、「子どもの成長を記録しませんか」という説明になるかもしれません。いずれにしても、保護者の心情を理解しながら、作成・活用に向けた工夫を行っていくことが求められます。保護者の心情を理解する上で、幼少期の療育に関わった保健師等から情報を収集することも考えられます。

【個人情報の保護について】

これらの計画に記載された内容は重要な個人情報であることを踏まえ、情報が漏洩したり、紛失したりすることのないよう、適切な保存・管理など、校内での情報の取扱いについて教職員に周知、徹底することが大切です。

コラム

単元テスト等における合理的配慮を明記する

ある小学校では、読みに困難さのある児童に対し、単元テストの際に教職員が問題文を読み上げたり、漢字にルビを振ったりするなどの支援を行い、その内容・方法を個別の教育支援計画等に明記して、中学校に引き継ぎました。

進学先の中学校においても、小学校からの引継ぎを踏まえ、支援の検討・改善を行い、小学校と同様に、支援の内容を個別の教育支援計画等に明記していたことから、当該生徒の高等学校入学者選抜の受験当日や入学後の特別な配慮について協議する際の根拠となる資料として活用し、必要な支援を高等学校に引き継ぐことができました。